



平成 19 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ラックランド
代表者名 代表取締役社長 望月 圭一郎
(コード番号 9612 東証 2 部)
問合せ先 取締役管理本部長 大竹 隆一
(TEL:03-3377-9331 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 5 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 37 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、事後ながら下記のとおりお知らせいたします。なお、情報開示が遅れましたことを謹んでお詫び申し上げます。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業活動の新分野への展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号、以下「整備法」といいます)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号) および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号) が、平成18年 5 月 1 日から施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 会社法及び整備法の施行に伴い当社の定款に定めがあるものとみなれる事項について、変更案第 4 条及び第 7 条を新設し、変更案第12条について所要の変更を行うものであります。
 - ② 単元未満株主の権利を合理的な範囲とするための規定を新設するものであります(変更案第 9 条)。
 - ③ 単元未満株主に単元株主になる機会を設けるため、単元未満株式の売渡請求の規定を新設するものであります(変更案第10条)。
 - ④ 株主総会参考書類等に関して、より充実した情報の提供を行うことができるよう、インターネット開示を可能とするものであります(変更案第17条)。
 - ⑤ 取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的方法によりその決議が可能になるよう変更を行うものであります(変更案第26条第 2 項)。
 - ⑥ 株主総会の円滑な運営のため、株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするための規定を新設するものであります(変更案第19条第 1 項)。
 - ⑦ 監査役の任期とのバランスの観点から、補欠監査役の予選の効力を 2 年に伸張するものであります(変更案第31条第 3 項)。
 - ⑧ その他、会社法施行に伴う用語および引用条文の変更に伴い、所要の変更を行うものであります。
- (3) 現行定款を全面的に見直し、条文の整備ならびに字句の修正を行うとともに、規定の新設および削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙（3頁から9頁）のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成19年3月29日（木）

定款変更の効力発生日

平成19年3月29日（木）

以 上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線_____は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 (条文省略)	第1章 総則 (商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 「1~20 条文省略」 (新設) 21 上記各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 「1~20 現行どおり」 21 不動産に係るサブリース業 22 上記各号に付帯する一切の業務
(本店の所在地) 第3条 (条文省略) (新設)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行なう。	(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行なう。
第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、3千万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3千万株とする。(削除)
(新設)	(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(1単元の株式の数) 第6条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利。</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。</u></p> <p>(4) <u>单元未満株式の売渡しを請求する権利。</u></p>
(新設)	<p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その株主が有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p>
(自己株式の買受け)	<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議により、自己の株式を買受け</u>ることができる。</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得</u>することができる。</p>
(名義書換代理人)	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、单元未満株式の買取り、届出の受理、実質株主通知の受理、株券喪失の登録手続き、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
(株式取扱規則)	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> <u>株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、单元未満株式の買取り、届出の受理、実質株主通知の受理、株券喪失の登録手続き、その他株式に関する取扱並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第13条</u> <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎年12月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</p> <p>2 本定款に別段の定めがある場合の他、権利を行使するものを定める必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告し、一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第14条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第15条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(株主総会の決議方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(株主総会の決議方法)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は10名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役の権限)</p> <p>第19条 取締役会は、法令又はこの定款に定める事項その他会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(代表取締役並びに役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議により、会社を代表する取締役若干名を定めることができる。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役並びに役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議決方法)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなすことができる。</u></p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、<u>それぞれ株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第25条 当会社の監査役は4名以上7名以内とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第27条 当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において<u>予め監査役の補欠者（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の選任決議は、前条第2項に定める規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとし、<u>前条の予め選任された補欠監査役が就任した場合も同様とする。</u> (新設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第32条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの<u>1年とする。</u></p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第34条 <u>利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し支払うものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により<u>毎年6月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下、中間配当金という）を行なうことができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 <u>利益配当金及び中間配当金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>